

貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、 決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00082 沿革 <u>平成30年8月1日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00018）」、「貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022）」、「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020）」、「貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027）」又は「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025）」により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、各特約書の「日本貿易保険が別に定める国又は地域」及び「日本貿易保険が別に定める事業」の基準は、原則として、下記によるものとする。ただし、別紙1に該当する案件に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、 決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00082 沿革 <u>平成30年6月29日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00018）」、「貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022）」、「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020）」、「貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027）」又は「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025）」により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、各特約書の「日本貿易保険が別に定める国又は地域」及び「日本貿易保険が別に定める事業」の基準は、原則として、下記によるものとする。ただし、別紙1に該当する案件に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	
<p>1～3 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成30年8月1日</u>] この改正は、<u>平成30年8月8日</u>から実施する。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成30年6月29日</u>] この改正は、<u>平成30年7月3日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1] (略)</p>	<p>[別紙1] (略)</p>	
<p>[別紙2]</p> <p>日本貿易保険は、以下に掲げる輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提</p>	<p>[別紙2]</p> <p>日本貿易保険は、以下に掲げる輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提</p>	

新	旧	備考
<p>供契約（以下「輸出契約等」という。）又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>ただし、3については、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 輸出信用供与に関する国際的取決めに整合的でないもの 2 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091）に基づいてプロジェクト実施国の環境に対する配慮が適切になされていることが確認できないもの 3 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供するもの 4 別紙3に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物という。）を含む輸出契約等であって、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超えるもの 5 <u>以下に掲げる公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告（以下「勧告」という。）の対象となるもの</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>アフガニスタン、イエメン、ガンビア、ギニアビサウ、キリバス、キルギス、サモア独立国、サントメ・プリンシペ、タジキスタン、チャド、中央アフリカ共和国、ツバル、トーゴ、トンガ、ニジェール、ハイチ、ブルンジ、マーシャル諸島、マラウイ、ミクロネシア、南スーダン共和国、モザンビーク、モルディブを輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。以下同じ。）又は保証人（取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであつて、取り消すことができないものをいう。</u> 	<p>供契約（以下「輸出契約等」という。）又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>ただし、3については、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 輸出信用供与に関する国際的取決めに整合的でないもの 2 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091）に基づいてプロジェクト実施国の環境に対する配慮が適切になされていることが確認できないもの 3 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供するもの 4 別紙3に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物という。）を含む輸出契約等であって、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超えるもの 	

貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について・新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>以下「ILC」という。)の発行銀行又は確認銀行を含む。)の所在する国とするもののうち、当該輸出契約等の相手方又はILCの発行銀行若しくは確認銀行が海外商社名簿について(平成29年4月1日17-制度-00074)第1条に基づき作成された海外商社名簿(以下「名簿」という。)上名簿区分Gに格付けされているもの</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる国を貿易代金貸付の相手方若しくは保証人又は保証債務に係る主たる債務者の所在する国とするもののうち、当該貿易代金貸付の相手方若しくは保証人又は当該保証債務に係る主たる債務者が勧告に定める公的債務者であるもの</u></p>		
<p>[別紙3] (略)</p>	<p>[別紙3] (略)</p>	
<p>[国カテゴリー表] (略)</p>	<p>[国カテゴリー表] (略)</p>	